

# 評議員会の組織および運営に関する規則

平成 28 年 5 月 25 日制定

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規則は、当協会の定款に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (構成および出席)

第 2 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 理事は、止むを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

3 監事は、評議員会に出席し、意見を述べるものとする。

### (選挙管理委員会)

第 3 条 評議員の選任および解任は、評議員会会長を委員長とする選挙管理委員会が候補者名簿を評議員会に提出し、評議員会の決議により行なう。

2 前項の選挙管理委員会の構成、選出および解任の審議の方法および候補者名簿等の資料の内容等については、事務長が別に定める。

## 第 2 章 評議員会の種類および招集

### (評議員会の種類)

第 4 条 評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、年 1 回毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するものとし、事務長がこれを招集する。

3 臨時評議員会は、年 1 回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催するものとし、事務長がこれを招集する。

4 前項にかかわらず、事務長は、評議員から評議員会の目的である事項および招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

5 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、札幌地方裁判所の許可を得て、ただし、平成 38 年 4 月 31 日までは特別の許可なく評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

### (招集の手続)

第 5 条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 評議員会の日時および場所

(2) 評議員会の開催の目的である事項があるときは、その事項

(3) 前項の事項が次に掲げる事項であるときは、その事項に係る議案の概要

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

ハ 事業の全部の譲渡

## ニ 定款の変更

### ホ 合併

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

#### (招集の通知)

第6条 評議員会を招集するには、事務長（第4条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつてはその評議員。次項において同じ。）は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

- 2 事務長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の通知には、第5条第1項各号に掲げる事項を記載する。

#### (招集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面または電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

## 第3章 評議員会の議事

### (議長)

第8条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 評議員会会長は、評議員会において選出する。
- 3 評議員会会長が出席しないときの議長は、出席した評議員の互選とする。

### (評議員提案権)

第9条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の2週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、または記録することを請求することができる。

- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

### (招集手続等に関する検査役の選任)

第10条 当協会または評議員は、評議員会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、東京地方裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

### (評議員会の運営)

第11条 評議員会は、全評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

- 2 議長は、評議員会の開会に際して、出席者数を確認しなければならない。
- 3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

### (評議員会の決議事項)

第12条 評議員会は、法ならびに定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 役員、評議員の選任および解任

- (2) 役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程
  - (3) 役員の報酬ならびに費用の額の決定
  - (4) 定款の変更
  - (5) 各事業年度の事業計画および予算の承認
  - (6) 各事業年度の事業報告および決算の承認
  - (7) 長期借入金の借入ならびに重要な財産の処分および譲受け
  - (8) 公益目的取得財産残額の贈与および残余財産の処分
  - (9) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡および公益目的事業の全部の譲渡
  - (10) 評議員会に提出・提供された資料を調査する者の選任
  - (11) 評議員の請求によりまたは評議員により招集された評議員会においては、業務および財産の状況を調査する者の選任
  - (12) 評議員会の延期または続行
  - (13) その他一般社団・財団法人法ならびにこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載または記録された事項以外の事項については、決議することはできない。ただし、前項第10号から第12号までに係る事項については、この限りではない。

**(議決)**

第13条 評議員会の議事は、議決に加わることができる全評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部または一部の譲渡
- (5) 公益目的事業の全部の廃止
- (6) 一般財団法人の継続
- (7) 合併

3 前3項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

**(評議員会への報告事項)**

第14条 理事は、法ならびに定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

**(理事等の説明義務)**

第15条 理事および監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由が

ある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

**(議事録)**

第16条 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。

**(議事録の配布)**

第17条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写しおよび資料を配布して議事の経過およびその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 附則

**(事務局)**

第18条 評議員会の事務局を置くことができる。

2 前項の事務局の事務局長は、評議員会の特別の決定がない限り、事務長を充てる。

**(改廃)**

第19条 この規則の改正または廃止は、評議員会の決議を経て行なう。

附則

この規則は、平成21年5月25日から施行する。

**別表 (議事録への記載事項)**

- 1 開催された日時および場所（当該場所に存しない理事、監事または評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要領およびその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、その氏名
- 4 次の意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要
  - イ 監事が監事の選任もしくは解任または辞任について意見を述べたとき
  - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨およびその理由を述べたとき
  - ハ 監事の調査の結果、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について、法令もしくは定款に違反しまたは著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
  - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事および監事の氏名または名称
- 6 評議員会の議長および議事録の作成に係る職務を行った者の氏名